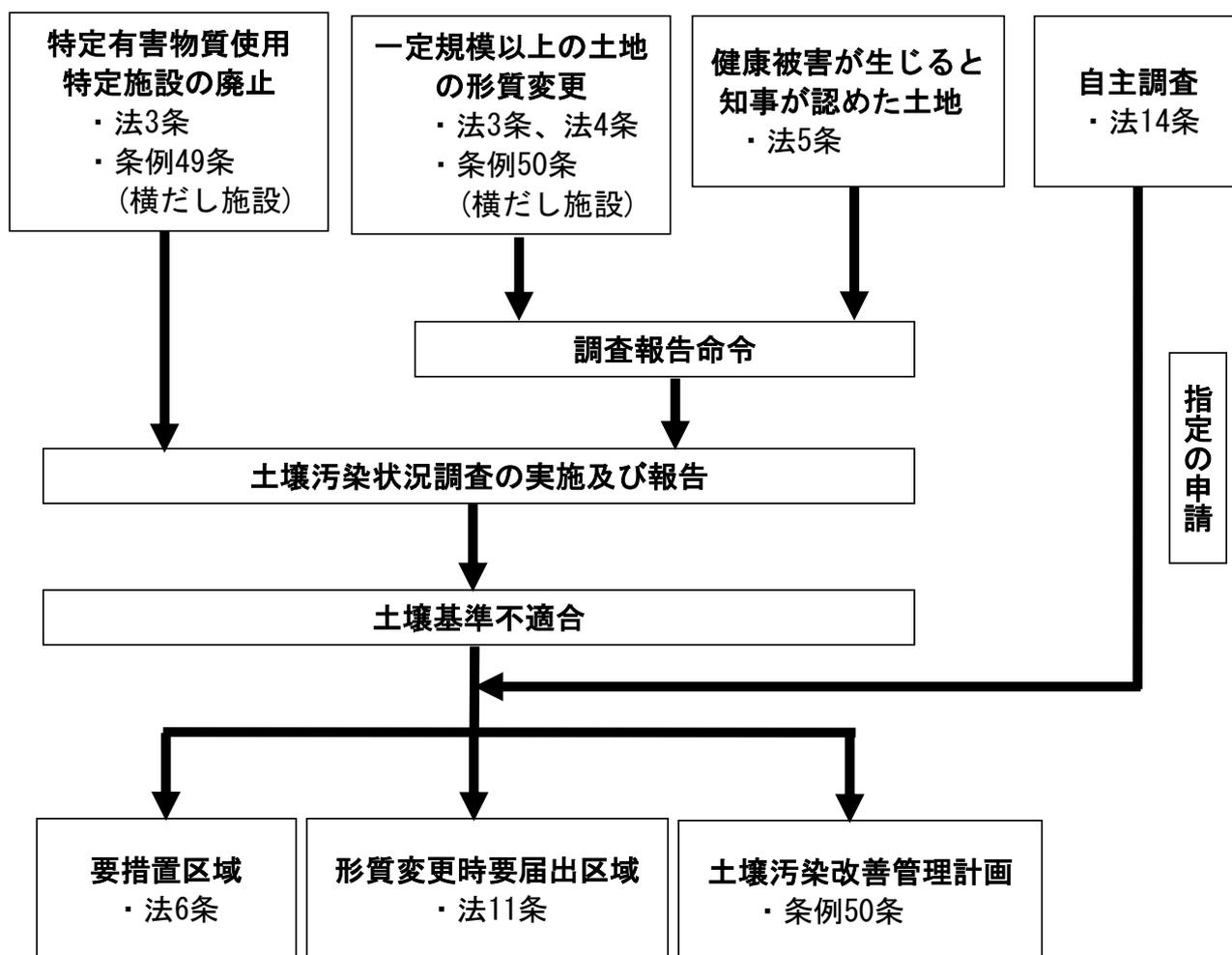


土壤汚染対策法が改正され、平成30年4月1日に一部施行、平成31年4月1日に全面施行されました

- ◆滋賀県では、土壤汚染対策法に加え、滋賀県公害防止条例が適用されます。
- ◆土壤汚染対策法及び滋賀県公害防止条例の目的は、有害物質による汚染の把握及び人の健康に係る被害の防止に関する措置により、国民の健康を保護することです。
- ◆平成29年5月19日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、その一部が平成30年4月1日に施行されておりますが、平成31年4月1日から全面施行されましたので、改正内容を一部ご紹介します。

<土壤汚染状況調査の契機>



<土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大>

◆法第3条第1項ただし書き確認を受けた土地

- **900㎡以上**の土地の形質変更がある場合、あらかじめ届出が必要になります。その場合、都道府県知事から土壌汚染状況調査命令が発出されます。

※法第3条第1項ただし書き

特定有害物質使用特定施設の廃止時に土壌調査報告義務が発生するが、土地の利用の方法から見て特定有害物質による人の健康に被害を生じるおそれがない旨都道府県知事の確認を受けた場合は、使用廃止時の調査は猶予される。

- 1) 工場又は事業場の敷地として利用される場合（有害物質使用特定施設を設置していたもの、または関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）
- 2) 有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場で、事業用建築物と設置者の居住の用に供されている建築物とが同一または近接している場合において引き続き居住に用いられている建築物の敷地として利用されている。 等

◆有害物質使用特定施設が設置されている又は廃止された土地

- **900㎡以上**の土地の形質変更がある場合、着手する30日前までに届出が必要になります。

届出範囲で汚染のおそれがあると認められた場合、都道府県知事から土壌汚染状況調査命令が発出されます。

◆その他の土地

- **3,000㎡以上**の土地の形質変更がある場合、着手する30日前までに届出が必要になります。

届出範囲で汚染のおそれがあると認められた場合、都道府県知事から土壌汚染状況調査命令が発出されます。

※「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が3000㎡以上であれば、届出が義務付けられます。

ただし、土地の形質の変更の内容が50cm未満の盛土のみの場合、届出は不要です。

<手続きについて>

	区分	要件	届出者・届出時期	土壌調査
法第3条	特定有害物質使用特定施設の使用廃止時の土壌調査が猶予されている土地 (法第3条第1項ただし書き確認を受けた土地)	900㎡以上 の土地の形質変更	土地の所有者等 (あらかじめ)	土壌汚染状況調査命令が発出されます。
法第4条	有害物質使用特定施設が設置されている又は廃止された土地	900㎡以上 の土地の形質変更	土地の形質変更を行うおととする者 (30日前まで)	届出範囲で汚染のおそれがあると認められた場合、土壌汚染状況調査命令が発出されます。
	上記以外の土地	3,000㎡以上 の土地の形質変更		

<法及び条例で規定されている特定有害物質>

特定有害物質 (法第二条)	指定基準 (法第6条)		(参考) 土壤環境基準 (銅を除く)	
	※① <直接摂取リスク> 土壤含有量基準	※② <地下水摂取リスク> 土壤溶出量基準		
(揮発性有機化合物) 特定有害物質)	クロロエチレン		0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
	四塩化炭素		0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
	ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L以下	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン		0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	ベンゼン		0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
(重金属等) 特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	150mg/Kg以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下かつ 農用地では0.4mg/Kg以下
	六価クロム化合物	250mg/Kg以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
	シアン化合物	50mg/Kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	検出されないこと
	水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀化合物)	15mg/Kg以下	0.0005mg/L以下 検出されないこと	0.0005mg/L以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物	150mg/Kg以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	鉛及びその化合物	150mg/Kg以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	砒素及びその化合物	150mg/Kg以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下かつ 農用地(田)では15mg/Kg 以下
	ふっ素及びその化合物	4000mg/Kg以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
	ほう素及びその化合物	4000mg/Kg以下	1mg/L以下	1mg/L以下
(農薬等) 特定有害物質)	シマジン		0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	チウラム		0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
	チオベンカルブ		0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	PCB		検出されないこと	検出されないこと
	有機りん化合物		検出されないこと	検出されないこと

※①汚染された土壤の直接摂取による健康被害

表層土壤中に高濃度の状態で長時間蓄積し得ると考えられる重金属等

※②地下水等の汚染を経由して生ずる健康影響

地下水等の摂取の観点から設定されている土壤環境基準の溶出基準項目

◆1,2-ジクロロエチレンは、改正前はシス-1,2-ジクロロエチレン単体でしたが、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和として見直されています。

<土壌汚染状況調査について>

- ◆地下浸透防止措置が行われている施設について
平成24年6月1日の改正水質汚濁防止法施行後に新設された有害物質使用特定施設について、構造基準の適合や定期点検等の**地下浸透防止措置**が適切に行われていることにより有害物質を含む水の地下浸透のおそれがないことが確認されている場合、当該範囲は**土壌汚染のおそれがない土地**として扱われます。

<汚染土壌の搬出等>

- ◆自然由来等の基準不適合土壌の取り扱い
自然由来等による基準不適合土壌は、処理施設での処理に限定せず、**同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壌がある他の区域への搬出**が可能となります。
※都道府県知事へ届出が必要です。
- ◆飛び地間での汚染土壌の搬出について
同一の調査契機に基づき指定された要措置区域等の**飛び地間での汚染土壌の搬出**が可能となります。
※都道府県知事へ届出が必要です。

- ◆土壌汚染対策法の改正内容を一部掲載しましたが、その他詳細や野洲市内に関係する届出については滋賀県南部環境事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

滋賀県南部環境事務所

〒525-8525
滋賀県草津市草津三丁目14-75

<環境保全係>
TEL : 077-567-5444 TEL : 077-564-1733